

県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（環境整備課）  
秋田県告示第百二十九号

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例  
（平成十四年秋田県条例第七十五号）第十条の規定により、平成  
二十年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次の  
とおり公表する。

平成二十一年七月三日

秋田県知事 佐竹敬久

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数  
四百四十八件（うち、内容の変更を伴う協議件数 八十二件）
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数  
四百四十八件
- 三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数  
四百四十八件
- 四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量(トン)			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	一八四	四三二	〇	六一六
汚泥	一四、二四七	一九、七四三	一、七九三	三五、七八三
廃油	〇	二七、三六三	一六九	二七、五三二
廃酸	〇	九、一五二	〇	九、一五二
廃アルカリ	〇	一四、五七五	〇	一四、五七五
廃プラスチック類	九八八	三三、四三三	一五八	三三、五七九
紙くず	〇	一九九	〇	一九九
木くず	〇	七七二	〇	七七二
繊維くず	〇	三一	〇	三一
動植物性残さ	〇	一一二	〇	一一二
金属くず	〇	八四	七八	一六二
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	二四一	一、二二六	一、〇五六	二、五二三
鋳さい	〇	九五〇	〇	九五〇
がれき類	〇	二六	〇	二六
ばいじん	〇	九一三	〇	九一三
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	六、三三五	三四、七二〇	一六五	四一、二〇〇
感染性廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを含む。）	〇	四二	〇	四二
合計	二一、九八五	一四二、六六三	三、四一九	一六八、〇六七

五 環境保全協力金の納入額  
三千九百六十五万七千四百円

六 環境保全協力金の使途  
産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進のための事業や研究、適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。